

議 事 日 程 (第 3 号)

平成25年6月20日(木曜日) 午後3時43分 開議(本会議)

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)
※請願事件審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第3号 年金2.5%の削減中止を求める請願
※専決処分の審議及び採決
- 日程第 3 議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について
- 日程第 4 議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 議第53号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 6 議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定について
- 日程第 7 議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について
- 日程第 8 議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定について
- 日程第 9 議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第12 議第60号 遊佐町子どもセンター(仮称)新築工事請負契約の締結について
- 日程第13 議第61号 除雪ドーザの取得について
※発議案件の審議及び採決
- 日程第14 発議第5号 遊佐町議会基本条例の設定について
- 日程第15 発議第6号 議会活動等に関する調査特別委員会の調査期間の延長について
- 日程第16 発議第7号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)
※請願事件審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第3号 年金2.5%の削減中止を求める請願
※専決処分の審議及び採決

- 日程第 3 議第 5 1 号 平成 2 4 年度遊佐町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の承認について
 日程第 4 議第 5 2 号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 日程第 5 議第 5 3 号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 ※条例案件の審議及び採決
 日程第 6 議第 5 5 号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定について
 日程第 1 1 ※補正予算審査結果報告及び採決
 ※事件案件の審議及び採決
 日程第 1 2 議第 6 0 号 遊佐町子どもセンター (仮称) 新築工事請負契約の締結について
 日程第 1 3 議第 6 1 号 除雪ドーザの取得について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 4 名

出席議員 1 4 名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	土 門 勝 子 君
5 番	赤 塚 英 一 君	6 番	阿 部 満 吉 君
7 番	佐 藤 智 則 君	8 番	高 橋 冠 治 君
9 番	土 門 治 明 君	1 0 番	斎 藤 弥 志 夫 君
1 1 番	堀 満 弥 君	1 2 番	那 須 良 太 君
1 3 番	伊 藤 マ ツ 子 君	1 4 番	三 浦 正 良 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	菅 原 聡 君	企 画 課 長	池 田 与 四 也 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	本 間 康 弘 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君

会計管理者	富	樫	博	樹	君	教育委員	長	渡	邊	宗	谷	君
教育長	那	須	栄	一	君	教育委員	長	東	海	和	夫	君
農業委員会会長	阿	部	一	彰	君	選挙管理委員	長	島	中	昭	二	君
代表監査委員	金	野	周	悦	君	長	代					

☆

出席した事務局職員

局長 小林 栄一 次長 佐藤 光弥 書記 佐藤 利信

☆

本 会 議

議長（三浦正良君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時43分）

議長（三浦正良君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては佐藤選挙管理委員長が所用のため欠席、島中選挙管理委員長職務代理者が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第3号 年金2.5%の削減中止を求める請願について、総務厚生常任委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会高橋久一委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君）

平成25年6月20日

遊 佐 町 議 会

議長 三 浦 正 良 殿

総 務 厚 生 常 任 委 員 会

委員長 高 橋 久 一

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第3号 年金2.5%の削減中止を求める請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成25年6月19日

議長(三浦正良君) それでは、請願第3号についての質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) この請願を不採択とされましたので、その事情について少しお尋ねをいたします。まず最初に、不採択とした理由は一体何かということと、それからこの請願に賛成だという意見はなかったのかということの一つと。それから、もう一つは賛成者何人で反対者何人おられたのか、その辺のところをお尋ねいたします。

議長(三浦正良君) 高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長(高橋久一君) お答えいたします。

審議の内容についてお尋ねのようでありますので、理由としては各委員一人一人に請願についての賛成、反対意見を伺いました。その理由の一つには、特例水準の解消というのはもとに戻す、本質であります2.5%をもとの水準に戻すという法律であります。この請願は、以前23年度12月定例会においても同じメンバーで同じ請願の趣旨のものが提出されており、不採択となりました。そういうことで、ある委員のメンバーはもとに戻すのが本質であるため不採択といたしたい。次に、高齢者の方も負担すべきである。その理由というのは、やはり現役世代の将来の年金額を確保するためには、世代間の公平を図るというふうな趣旨が大事ではないかと、そういう意見で不採択といたしたいという意見でありました。次に、去年の駆け込みで11月ですか、駆け込みで法案が成立したというふうになっております。しかし、施行が25年10月に施行するというふうな法律になっております。よって、なぜ今の時期にこの請願が出されたのか、今意見書では遅過ぎるのではないかと、去年の12月にすぐ請願を出すとするべきであり、今法律上10月に施行される法律でありますので、変えることはできないのではないかと、それで不採択といたしたいというのが意見でありました。それから、今2つほどまとめて言ってしまいました。結果的に賛成の人は1名おりました。それで、私を除く6人で採決、この請願に対しての賛否を伺い、再度確認したところ、5対1、賛成少数で不採択ということに決定しました。

以上です。

(「議長、動議」の声あり)

議長(三浦正良君) 動議、はい。

(「休憩。動議をお願いします」の声あり)

議長(三浦正良君) そのほかございませんか、動議に賛同する方は。動議をいたします。

休憩いたします。暫時休憩。

(午後3時50分)

休

憩

議長（三浦正良君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時）

議長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 先ほど賛否について5対1というような表現をしてしまいましたので、大変済みませんでした。私が委員長として委員会においてご異議ございませんかと言ったときに異議あるとか反対という言葉は一切出ませんでした。例題を見てみますと、沈黙は賛成とみなすとなっておりますので、委員会では全員一致でこの請願を不採択といたしました。少数意見としてそういう賛成とかの意見はあったということでもあります。

以上です。

議長（三浦正良君） 委員長にお伺いしますけれども、ただいまの先例確認事項の中から見たとということとよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長（三浦正良君） 以上ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、引き続き行います。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今回の委員長のほうから内容について、この請願の議題内容について伺いましたが、いま一つ議論がなされるのが不足だったのかなというふうにして私はお聞きをしておりました。それは、高齢者の生活の実態について議論がもしかしたらなされていないのではないかなというふうにして伺ったのですが、その辺のことがどうであったのかということの一つお尋ねしたいと思います。そして、委員長の説明の中で、なぜもっと早く請願を出さなかったのかと、そういう議論がありましたというふうな説明がありましたが、これは私が請願者ではありませんので、今回出されてきたことについては、私にはその辺のことの状況説明を持っておりませんので、その辺は説明できませんが、ただそれを理由にして2.5%の削減をやめてほしいという、この請願の反対理由には私はならないであろうというふうにして、委員長の説明を聞いてそのように感じましたので、この辺のことをもう一度伺いたしたいと思います。それからもう一点、今改めて正式な常任委員会を開いていただきました。そこでは正式なといいますか、いわゆる採決をとったのかとらなかったのか、その辺どうなったのかお聞きいたします。先ほど委員長から説明がありましたけれども、いわゆる声がないのは賛成をしたものとみなすという、それはそのとおりではあるのですが、だからそれをもとにして話し合いが委員会で行われたということは、改めて採決はとらなかったのかなというふうにして受けとめました。その受けとめ方でよろしいのかどうか伺います。

議長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 高齢者の実態についてですけれども、紹介議員の伊藤議員のほうからも資料として提出をいただいております。しかし、国民年金というのはほとんどが100万円以下であります。100万円以上というのはないはずなのです。ここが問題だというふうに言われておりますけれども。やはり3年かけて2.5%の格差をもとの、特例水準を解消してもとの水準に戻すという政府の考え方、私はこれに賛同しておりますし、例えば仮に物価、賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小するというふうにもなっております。今消費税を上げるに当たっては、2%経済成長とかいろいろな問題が

ございますけれども、もしこれが今の水準でいって2.5%の3年間で引き下げ、それによって本来である水準に戻すという法令であります。これは、以前にも議論したはずですが、1年半に。同じ趣旨の請願を同じ状況で同じ委員で協議したということでありまして、できれば私も6月いっぱい、あと10日くらいで任期がかわるわけです、総務委員長としての。できれば同じ委員会に2度同じ請願は出していただきたくないと思ったのが実態であります。それから、提出時期というのはやはり駆け込みで法案が通ったということでありましたので、なるべく以前廃案になった請願であっても、不採択になった請願であっても、やはり11月に法律が通ったのであれば、12月議会に出るようで紹介議員がやはり自分の意思ではないからわかりませんということでありましたけれども、そのようにするか、そうでなければ10月施行なのですから、9月議会に出してもらおうと、とても私はいいのではないかと考えた次第であります。今採決について改めて副委員長のほうからご指示ございまして、挙手の採択は行っておりませんが、異議がないかという確認、不採択としての異議がございませぬかというときに意見が出ない場合は賛成なのだという、そういう提案をいただきまして、事務局のほうから調べていただいたところそうであり、私が5対1というふうな言い方が誤っていたと、そういうふうな反省しているところであります。答弁漏れたところはありますか。

(「高齢者の生活実態について議論があったのかと」の声あり)

総務厚生常任委員会委員長(高橋久一君) 高齢者の生活の実態でありますけれども、やはり先ほど委員の中からご意見が出たように、高齢者にもご負担をしていただくと。ご負担をしていただいたほかに生活が苦しいようであれば、違うサービスの受け方もあるでしょうと。極端な話、生活保護を受けることもできますし、別のサービスでそれを補うようなことをやるべきだというようなご意見でありました。

以上です。

議長(三浦正良君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今高齢者の実態については、別なサービスもあるでしょうというお話がありました。例えばとして生活保護というふうなお話もありました。ただ、生活保護を受けるには、なかなかそんなに甘くはないというのが実態であります。例えば車はだめですよと、預貯金は数万円ぐらいしか認めませんよと、そういったものが数々あるわけですので。あるいは兄弟や子供さん、家族がどこかにいれば、まずはそういう人たちのほうから出してもらえませんか、そういったこともあるわけでありまして。ましてこの地域で車がないような生活をするということは、これは病院に行くのも大変な負担があるわけですので、そんなに甘くはないのだぞということを私は指摘しておきたいと思っております。そして、もう一つはいわゆる採決の仕方でありまして、これは直接的には請願の内容とは違うわけですが、できればこういう請願についての採決の仕方は挙手できちんとやっていただきたいなというふうにして思っています。それは、今の委員長が言った、お話をされたやり方もそれはそれで認められているのですが、話をして私は賛成、私は反対というふうな意見を出した上で、異議がありませんかというふうなことでどなたも声が上がらなかったから、それはそれで異議なしと、全員同じ意見なのだ、それは確かにそれでも通るのですけれども、もっと明確にするためには私はきちんと採決の仕方をとっていただきたいなというふうにして思ったものですから、少し申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、先ほど今の高橋久一委員長が委員長をしているときに前にも同じような内容が出たのだと。

同じような、自分が委員長のとくにもう一度こういうものを出していただくのはいかがなものかというふうなお話がありましたが、これは請願権もありますので、そこを否定をしてはならないのだということを私は指摘をしておきたいというふうにして思います。私の今の話は、意見として申し上げましたので、委員長の答弁は求めませんので、これで終了します。

議長（三浦正良君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

13番、伊藤マツ子議員、委員長報告に反対の討論ですか、賛成の討論ですか。

（「反対の討論です」の声あり）

議長（三浦正良君） そのほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、反対討論を1名許可いたします。

それでは、委員長報告に反対の討論を許可いたします。

13番、伊藤マツ子議員、登壇願います。

13番（伊藤マツ子君） 請願第3号 年金2.5%の削減中止を求める請願について、高橋久一総務厚生常任委員長の不採択とした結果報告に対する反対討論を行います。

委員長報告は、請願否決でありました。年金生活者の多くは、豊かではありません。政府は、2000年から数回物価下落時に年金を切り下げなかった分の2.5%は、もらい過ぎだと言っていますが、政府の資料によっても当時の厳しい社会経済情勢のもとにおける年金受給者の生活の状況等に鑑み、特例的に年金を据え置く措置を講じたとしています。国会では、全会一致で特例法がつくられたのです。にもかかわらず、ことしの10月からは年金の1%を削減し、2014年も1%、2015年0.5%の削減を強行しようとしています。当時より年金生活者の生活は、さらに厳しい状況に置かれています。小泉政権下で行われた小泉構造改革では、税制は公的年金控除、老年者控除、定率減税の廃止など合わせると一層負担が多くなりました。これらは物価の変動に影響されないわけですが、それでも事実上の年金の削減でした。年金削減は、障害者年金などさまざまところに影響を与えます。約十数年間の消費者物価の変動は下がっているといっても家電製品などで、高齢者が影響を受ける公共料金や生活必需品は高くなっています。しかも、足元では円安で輸入に頼る食料品や石油製品の価格が上昇しています。また、介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料は無収入の人からも徴収し、保険料の見直しのたびに値上げとされました。医療の窓口負担、施設の入所利用負担なども大幅な負担増とされてきました。2.5%の強行削減の後は、経済状況にかかわらず、毎年0.9%以上、10年以上先まで削り続けようとしています。私は、これまで医療費の窓口負担あるいは国民健康保険税、入所施設の負担などが支払えない、貯金が底をついた、これからどうすればいいのか、支払いのために金融機関から借金をしたなど、数多くの住民の苦悩の相談を受け、国が制度を悪化させるたびに相談件数もふえ、町民の厳しい生活状況を目の当たりにしてきました。果たしてこれでいいのでしょうか。弱者が生きづらい社会は、これからの時代を生きる若い人に希望のある未来があるのでしょうか。年金削減は、若い人との公平を維持すると言いますが、若い人の貧困は非正規社員、派遣社員で促進されて

きております。年金切り下げの理由にすることはあつてはなりません。削減ありきは、若い人の将来不安を一層大きくするだけであります。消費者物価指数を前提条件とするなら、消費者物価指数に税金、社会保険料、医療費、介護サービス利用料などを加味したものにしなければ高齢者の生活は成り立ちません。来年は、4月から消費税が8%に上げられようとしています。高齢者の生存権を守るためには、年金削減はやめるべきだと考えます。このようなことから不採択とした委員長報告への反対討論とします。

議長(三浦正良君) 以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。本件について委員長報告のとおり、これを不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手多数です。

よって、請願第3号はこれを不採択とすることに決しました。

専決処分の審議及び採決を行います。

日程第3、議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議第53号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第53号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

条例案件の審議及び採決を行います。

日程第6、議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) それでは、この条例について質問をいたしますので、ご答弁よろしくお願いたします。

まず最初に、10条、この中の10条にあるわけですが、いわゆるエリア設定でありますけれども、エリア設定をするに当たりましては、その前段として採石業者に意見を聞きながらエリア設定をするのか、それとも町が独自でエリア設定をして、水循環保全審議会の意見を聞いていくのかということについて、まず1点お尋ねします。3回しか質問できませんので、ちょっと複数お聞きをしたいと思います。

それから、14条の中には、これは水道保護地域あるいは水源涵養保全地域は、事前協議が必要なものとなっているようですが、事前協議というのは協議対象事業者ですよとしておりますが、この地域は岩石採取を、いわゆるエリア指定をしたところは、岩石採取をしてはだめですよというものではないですね。その辺をお尋ねをいたします。

そして、15条です。事前協議を開始したときは、町民、その他の関係者に対して説明会を実施をし、当該事業の計画について意見を聞かなければならないとされておりますが、関係者が岩石採取は認めません

としたら、町はその意見を尊重して認めないのかどうなのか、その辺もお尋ねします。そして、水循環保全審議会がここは掘ってはだめですよと審議会の全体の意見があった場合には、これは先ほど補正予算のときも少しお尋ねをいたしました。あくまでもこれは参考意見というふうにしてするのであろうなというふうにして、私は先ほどのやりとりの中でそのように受けとめました。そのような受けとめ方でよろしいのかどうなのか、この件もお尋ねいたします。

それから、もう一点でありますけれども、16条は規制対象事業について盛り込まれております。ここには簡単に言えば、著しく阻害し、水源涵養域の減少をもたらすおそれがある事業であります。この中の1点、2点、3点、4点、これらは1点目は、いや、ごめんなさい、ここは言いませんので、この4点とも全部おそれがある事業というふうにしてくっておりますが、これまで町の説明から申し上げれば、事業をやらないと今までいろんな調査をしてきたけれども、科学的根拠は現在の力では難しいのだというお話がされました、これは何度も言われてきましたが。では、おそれがある事業は規制対象事業とするけれども、それをどうやっておそれのある事業として判断をするのか。ここでは審議会の意見を聞いた上で、規制対象事業であるか否かを認定するとしておりますが、これは誰が認定をしていくのか、この辺のことをまずお尋ねしたいと思っております。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

質問が多岐にわたっておりますので、漏れがありましたらまたご指摘をいただきたいと思っております。第10条、指定の手續に關しましてでございますが、これは30日以上の期間の縦覧というようなことで定めております。遊佐町の町民意見反映制度に関する実施要領の規定を準用しております。意見提出のため必要な期間として原則30日間を設定をいたしました。意見聴取の手續に關しましては、聴取の日の通知代理人、補佐人の届け出、意見聴取の原則公開、資料の提出などを予定をしております。

15条の關係でございますが、説明会の実施につきまして、その周知方法を例えば3項に規定をしております。説明会の7日前までに事業場周辺地域の世帯回覧ほか町長と事前協議者の協議により合意した方法によりまして実施をする予定でございます。ただし、協議が調わないときは、町長の決するところによるという規定を予定をさせてもっております。第7項の届け出前に説明会を実施することができるというところ、地元との調整、説明に相当の期間を要するという事案も考えられます。そういったことから町長への届け出の前に説明会を実施できることを規定をしております。

16条につきまして、ここはいわゆる訴えのリスクの抱える部分となりますが、規制対象事業、条件としまして4項目上げております。例えば森林等の水源涵養機能を著しく阻害をするだとか水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業ということで上げておりますが、より具体的な審査基準を策定すべきという専門の先生からのご指導を受けておまして、これから各号につきまして具体的な例示を含めて要項で定めて、そして告示も行っていきたいと思っております。個々の事案に応じての判断ということになるわけですが、このところが仮にですけれども、訴訟になった場合は、16条の基準が焦点となっていくというふうなことで具体的な例示を文言で規定といいますか、しっかりと要項で定めていきたいというふうなことを考えておりました。そのもとでの判断ということになるかと思っております。

以上で。

(「14条」の声あり)

企画課長(池田与四也君) 失礼しました。14条の協議対象事業の事前協議についてでございますが、議員おっしゃったとおりエリア指定したところが即岩石採取規制という、そういう規定にはなっておりません。あくまでも事前協議でございます。例えば土石を採取する事業におきましては、県の要綱がございます。そこに規定します許可申請書を提出する日あるいは事前協議書を提出する日のいずれか早い日までに出していただいて届け出をしていただいて、そのもとで先ほどの16条の規制対象事業に当たるかどうかというようなことを審議会で議論、審議をしていただくという事務的なといいますか、審議の協議の流れになってまいります。そのもとでの判断ということになります。

議長(三浦正良君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今までの答弁を聞いておりますと、要項で定めると。この条例案の中では、規則で定めるのがいっぱい出てくるのです。これでは、いわゆる条例案件だけだと、内容がほとんど見えないのです。今説明されましたが、例えばおそれがあるについても、これは要項で定めるというふうなお話がありました。その要項が出てこないと内容がわからないというふうなことに私たちはなるわけです。だから、これでは審議のしようがないのかなということが、ちょっと困るなというふうにして私は思っていました。そして、私最初にちょっともしかしたら10条でないかもしれませんが、水源保護地域の指定、水涵養保全地域の指定をエリア設定、指定するわけですよ。エリア設定をするに当たっては、採石業者の意見も聞きながら町はエリア設定をしていくのですかと。それとも、町がエリア設定をしないで、水環境保全審議会に直接意見を聞いてからエリア設定をしていくのか、その辺の流れがいまいち見えません。例えばエリア設定をしていくのは、どの辺なのか。水涵養保全地域というふうなお話があるのか、この案文にはありますので、その見方からすると地下水調査でわかった多くのことという鳥海山フォーラムを行われました。そのときに出された資料の中では、北部涵養域とか南部涵養域とかということがここに載っているわけです。そういうところをエリア設定をしていくのかどうなのか、それともいわゆる標高320メートル、今それ以下はだめですよというふうにして言っていますよね。その辺をエリア設定をしていくのかどうなのか、その辺の具体的といいますか、こういうことが考えられるのかなということがあれば、いま一度お尋ねをしたいと思います。

それから、今14条で説明がありました。今のお話を聞いていますと、いわゆるエリア設定をしてもいいか悪いかというふうな判断基準は、おそれがあるかどうかというふうなところで選択をしていくようでもありますけれども、多分今のお話を聞いている限りではエリア設定をしても、その場所は絶対とってはだめなのだというふうな考え方ではないのであろうなというふうにして私は受けとめました。仮にエリア設定をしたところをここはおそれがないから大丈夫だと町が判断した場合には、それでは何メートルまで掘ってもいいというふうな考え方があるのかどうなのか、その辺もお尋ねしたいと思います。これは、大変重要なことだというふうにして思いますので、その辺をお尋ねしたいと思います。これで2点目です。

それから、3点目なのですが、これまで標高320メートル以下は掘らないというふうなことにしてきておりましたが、現在320メートル以下というのは本当に掘られていないのかどうなのか。掘られていないとすれば、それはどういう調査の結果で掘られていないというふうにして判断をされているのかどうなのか、これも1点お聞きをしたいと思います。そして、これまでのいわゆるこの3年間ですが、この3年間

でこれまで一番深く掘ったところは何十メートルの深さになっているのか、あわせてお聞きをいたします。

それからもう一点、この条例案の中には水源保護地域と水源涵養保全地内の土地買い取りについて載っています。それは、土地所有者から買い取りの申し出があったときは、当該土地を取得することができる。この説明は、先日のこの条例案の内容についての説明の中でも触れられておりました。購入する場合の価格については、近傍地域の売買状況だとかあるいは不動産鑑定士だとかというふうなお話がありましたが、ここは掘った後を事業者が買ってくださいと申し出があったときに買うのか、それとも掘らない状況の中で、掘らないときに申し出があるということは、ちょっと事業者の経営状態に何かない限りは、私はそういうことはもしかしたらないのかなというふうな考え方もあるかもしれないし、場合によってはここは余り掘られないからあるいは危険過ぎるから買っていただきたいというふうなことなのか、この辺は少しよくなかなか理解ができませんが、町が山林ばかり買っていきような状況にはないと思いますので、この辺も含めてお聞きをしたいと思います。

そして、おそれがあるとの関係の中でですけれども、鳥海フォーラムの中で言われていることがあります。鳥海フォーラムで出されたこの資料の中で言われていることは、採石が進み、地下水の出水が多くなれば、その上流域だけでなく、下流の湧水に影響が及ぶ可能性を指摘できるというふうにしてまで言っているのです。これは、私は重大なことだというふうにして思います。科学的になかなか認知できない部分はあるけれども、こういうことが心配だというふうなことだろうなというふうに思います。あわせて採石場が現時点で地表溶岩より深い層の水の流れの一部を切っているとも言っているのです。そういうことを言っておりますので、数十メートルこの3年間で掘ってきたわけですので、一番深いところでは、多分水脈には太いの中から中ぐらいの中から細いの中からさまざまだろうなというふうにして思うのですが、それだけの深さを掘っているということは、多分毛細血管のようなものも含めていろいろと影響があるだろうというふうにして認識をしております。そういう認識を持っているのかどうなのか。だから、おそれがあるというところが私たちのいわゆる提案された条例案についてその辺がどこまで、ではおそれがあるというふうにするのかというふうなことについては、今の時点では真っさらな状態なわけです。これは、私は現時点でわからないというふうなことは大変問題だなというふうにして認識をしておりますし、今私があえてこの鳥海フォーラムの内容について少し申し上げた件のようなことがおそれがあるというふうなことにつながっていくのかどうなのか、その辺をもう一度伺いたいなというふうにして思います。いろいろと3回しか聞かれませんので、なかなか私も大変ですし、企画課長も大変だろうとは思いますが、ご答弁願いたいと思います。

議長（三浦正良君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間の日程を本日の会議時間の時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います、よろしいでしょうか。

（「議長」の声あり）

議長（三浦正良君）　　はい。

11番（堀 満弥君）　　あしたの予備日ということで、まだまだこの問題については1人や2人、持ち時間が1時間ですので、終わるのはもう37分残っております、伊藤議員のは。それから、もう2人も発言すれば8時ころになろうかなと思うので、あしたの予備日ですので、あしたやればいいのではないかと思います。

すが、どうでしょう。

議長（三浦正良君） それでは、ただいまより議運を開いて協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の会議時間を日程が終了するまで延長したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦正良君） 本日の日程が終了するまで延長いたします。

暫時休憩いたします。

（午後4時45分）

休

憩

議長（三浦正良君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後5時43分）

議長（三浦正良君） ただいま議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会高橋透委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会高橋透委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋 透君） 議会運営委員会の結果を報告いたします。

堀議員より提出された会期の延長についての動議を協議した結果、議会日程を6月21日まで1日延長することといたしました。

よろしくご協力お願いいたします。

議長（三浦正良君） 議会運営委員長報告のとおり、本定例会を6月21日まで1日延長したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期はあした6月21日までといたします。

先ほど伊藤マツ子議員の答弁を保留しておりましたので、池田企画課長より答弁をお願いいたします。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

2問目も非常に多岐にわたってご質問をいただきましたので、その順序どおりといかない部分もあろうかと思えます。また後ほど不足分があればご指摘をいただきたいと思います。この条例案文の作成に当たって一番苦心したところが法令との抵触がないようにということで、専門家の指導もしっかりと仰ぎながらこのような内容になったということで、1条1条が非常に重い条文であるのですが、そして罰則まで過料まで規定をしているということですが、特に前文から基本理念、そして定義に及ぶ予防原則という考え方の、この考え方に至ったというところの内容は繰り返しません、このところを共通認識とするというところの前提があつての以下のご質問も含めての規制の内容であるということをご理解をいただきたいと思います。繰り返しますが、本当に法令に抵触しない範囲で、規定の内容はぎりぎりの詰めを行ったというものでございます。逆に言えば、決して特定の事業、今一番町民の皆さんもそうである

うし、伊藤議員もご懸念いただいている吉出山の現在進められている岩石採取のことがどうしても想起されるということはもちろん理解できますが、特定の事業者の事業行為を決して狙い撃ちしてつくっているものではないのだと。この前文なりにありますとおり、タイトルが示すとおり、これは健全な水循環の保全を訴える、保全のための規制条例であるといったところで、その他の例えば土地の公有地化だとかあるいは水循環遺産の指定だとかといったところのその他の規定も設けているということでございます。

もう一つ関連して申し上げさせていただきますが、公文大の先生からは条文をつくるときには法律で認められた行為を規制するだけの条例は認められないのだと。つまり採石法等で許可されているもの、それを条例でだめだと、そういったつくりをするのは法令違反だというようなことで、先ほど申し上げたとおり守るべきものは遊佐町の水資源だといったところで、その辺の抵触性を回避するという意味でも以下の規定においては、例えば先ほどご質問ありました指定の手續においても慎重かつ丁寧な手續が必要と考え、そのような規定にしているというものでございます。指定の手續、10条においては、読んでいただければわかるのですが、事業者に対しての説明の機会というお話がありました。まずは、1項目に規定をしていますとおり、審議会の意見を聞いてその案を定めるということになります。エリア指定の案を定めるということになります。4項にありますとおり、事業者も含めてということで読んでいただいて結構だと思いますが、住民または利害関係人が文書で、その前に告示を行いますので、告示の内容に従って意見を書面で提出をしていただくということになります。異議がある旨の意見書提出があったときは、町長はその意見を改めて聞くといった手續の手順を踏んでいくというものでございます。

この条例の38条にわたる規定につきまして、全てをこの条文に条例として規定をするものではないという、法令間の構成の問題もございまして、つまり規則なり要項なりに一定部分委任をして、一体として運用していくというものでございまして、これはさまざまにご意見もあろうかと思いますが、何を規定していい、何を規定して悪いというものではございません。もちろん重要な事項については、我々としましてはこの条例に規定をしたもの、盛ったものというふうにご理解をしております、そして規則にあるいは要項に委任をするという関係にあるというふうにご理解をいただければと思います。7月の1日からこの条例が施行しますので、施行に当たっての手續の取り扱い等も含めてあるいは様式のことも含めて規則に盛って、条例が適正に4月1日から発動できるようにしたいと思っております。もちろん来年の1月からの規制部分についての規則なり要項の定めもございまして、6カ月間、周知期間を置中であるいはきのう一般質問の答弁で申し上げましたとおり、保全計画あるいはエリアの指定する段階、それにそれぞれの手續が間に合うような形で所要の規則の改正も行うという方向性であります。

エリア指定の考え方になりますが、これも前回一般質問で触れさせていただいたかと思えます。環境基本計画に記載する内容を紹介しながら説明したかなという記憶があるのですが、ここに私の手元に改定版環境基本計画あるのですが、清流涵養域あるいは湧水影響域という色塗りされた図面を持っております。これは、これまでの環境基本計画を引き継いだものでございまして、ここに例えば湧水ベルトの表示もございまして。この涵養域、色塗りされているこのエリアを重要な参考資料といたしまして、今後審議をしていくことになろうかと考えております。一部色塗りされていない空白部分もあつたりして、この辺が検討の余地があるところではないかなと踏んでおります。

公有地の取得に関しまして、いわゆる地権者対策の一環ともなり得るかなというふうにも考えておりま

すが、これは申し出があったときにその都度ケース・バイ・ケースで、財政状況を見ながら判断をしていくことになろうかと思えます。業者自身が所有者、地権者だということもございませし、一般の方が地権者だということもございませ。あるいは賃貸借をされているという土地もあろうかと思えます。いろんな形態があるわけでありませが、27条に規定してありますとおり、水源保護地域、それから水源涵養保全地域内の土地に限って買い取りを考えてあります。先ほど申し上げましたとおり買い取りをするという理由は、当然にして水資源の保全に影響がある、水資源の保全に逆行するような事業行為も含めてといひませか、そういった状況が見受けられたときは、やはり土地の売買を自制するという点も含めてあるいはそういった行為を牽制するという役割を果たすという形になろうかなと。そういう意味で意義のある対策だと。これまで要項で実績が、要項に基づいて意見、実績があるわけございませが、このことの条例化を図ったということございませ。

今現在吉出山の事業、岩石採取が進められているわけですが、事業監理委員会あるいは町と庄内総合支庁、事業者と締結をした協定書に基づいて、我々としては一定程度業者さんからは誠意を持って県に出した認可申請の内容に沿って対応していただいております。事業に入る際に標高280メートルまで掘ってあって、そこに水脈損傷、地下水を分断していたという状況が見受けられたというようなことで、そのことを事業者のほうでも認めて、標高320メートルのラインでとどめてもらうようお願いをして、その計画で今進められているわけございませ。現地の掘削の深さにつきましては、下から上といひませか、エリアのなだらかに傾斜がかかっているわけございませが、事業計画全体の垂直高、エリアの下から全体の一番頂点、それを垂直で見た場合の深さ、これは掘削している深さではないですけども、それが70メートルであります、立ち上がりといひませか。実際に掘削しているのり面の深さといひませか、長さといひませか、その傾斜の部分は35メートルで許可を受けておるものでございませ。

以上です。

議長(三浦正良君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) まず、エリア設定については、言われてみれば筒井議員に対してそのような答弁をしていましたなというふうにして理解をいたしました。再々度お聞きをいたします。採石業者さんとのいわゆるエリア設定について、採石業者さんの意見を、いわゆるこの部分での事前協議といひませしないのかどうなのかということ先ほどから何度かお聞きをしているのですが、質問が大変多いです。なかなかそこをきちつと受けとめられなかったのかなというふうにして思ひませ。業者さんと事前協議をしないでエリア設定が果たしてできるのかなというふうにして私は率直に思ひませたものから、これは一定の理解を求めめるための話し合いが持たれるだろうなというふうにして思ひませたのです。だから、ここをちょっと何度もお聞きをしているのですが。その辺のところはどうなのかなというふうにして思ひませ。それで、業者さんの意見も一応聞くけれども、町としてはここを指定するのですよというふうなことからなっていくのかどうなの、その辺もう一度お聞きをしたいと思ひませ。

さらに、先ほどもお聞きをいたしました。水源保護地域、水源涵養保全地域は先ほど答弁がありました。これは、完全にとつてはならない地域ではないというふうにして、私は先ほどの答弁の中で理解をしております。ならば仮にとつてもいいですよというふうになった場合には、こういう指定された地域は転籍だけを認めるのか、それとも2メートルぐらいの範囲を掘つてもいいというふうにして認めるのか、

その辺はこれ大変重要な部分だというふうにして思いますので、その辺をここでお聞きをして、はっきりとしたものが一定の数が出てくるのかどうなのか、ぜひ出してほしいと思うのですが、その辺もう一度お尋ねします。

さらに、16条の件については、いわゆるおそれがある事業、これは先ほどいろいろ答弁をされておりましたが、ここも科学的根拠の根拠がなかなか示されないというふうな話を何度もされたわけですが、今の技術の中では、地下のことはなかなか科学的根拠を示すことはできないのだというふうな説明が何度もありましたので、そこに私はおそれがある事業を打ち出していくというのは、おそれがある事業として認められるというのは、これは大変な判断であろうなというふうにして思うのです。ここをもう少し森林関係だとかいろいろ言っていましたよね。あるいは何か話をされていましたが、その辺をもう少しおそれのある事業といわゆる科学的な根拠が難しいという点では、ここはなかなか難しいのではないかとこのようにして思いますので、この辺をもう一度済みませんけれども、ご答弁願いたいと思います。

320メートル以下は、これは間違いなく掘られていないというふうにして認識をしてよろしいのですか。山はどこまでか、私たちは素人ですので、ここまでは標高320メートルですと、ここから上は321メートルですというふうにして言われても、なかなか理解できませんので、320メートルというふうな判断、行政側の判断というのは、ここは320メートル、掘っていない、これより下は掘っていないというふうな認識は、どこで判断をしているのかということなのです。掘っているか掘っていないか、それは私は全然わかりません、わからないから聞いているのですけれども。そこはきちんと明確になっているのかどうなのかというふうなこともお尋ねしたのですが、そこをもう一度どういうふうにして判断をされるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

あわせて先ほど多分いわゆる垂直で70メートルも深いという表現は正確ではないかもしれませんがけれども、斜面が斜めに山の斜面がある中で、320メートル以上、そこから70メートルの立ち上がりの部分までは認めますよと、高いところで。片側は低いわけですので、そこは数十メートルあるいは数メートルかもしれませんがけれども、一番高いところは70メートルです。下にはなくて上に進んでいるわけです。それだけの範囲のものを岩石採取をしているということは、多分先ほど申し上げましたように毛細血管みたいな水脈も多分たくさんあるのだと思うのです。それ多分、絶対あるのです。そのような水脈が多分大きな影響は受けないのかなとは思いますが、でもこれらをどんどん掘っていくことによって、何らかの影響が少しずつ、少しずつ起きている可能性があるというふうにして私は想像しております。そこで、町がやることは、この周辺に井戸や湧き水などがどこにあるのか、水量が減っているのかいないのか、こういったことは地元の人が多分詳しいのだと思うのです。かつて湧き水があったけれども、今はないというふうなことももしかしたらあるのだと思うのです。だから、そういうふうなことを一度、一度というか、これからも含めてですが、これはきちんと調査をしなくてはいけないのではないかとこのように私は思います。その調査のあり方はいろいろあるかと思いますが、一つは今申し上げたように地元のことを詳しい人に聞いて回ると。ここにたしかそういえばあったと、ここにもあったけれども、この湧き水はかなり減っているというふうなことが起きているのかどうなのかというふうなことが調査をする必要があるのだと思うのです。おそれがあるというふうなことを明記しているのだとすれば、そういった調査も私は必要だろうと思います。かつて吹浦バイパスを通してあの工事をしたときに、吹浦周辺の井戸水がかれたと

いうふうなあの時代ありました、そういう声。そして、私最近あることで井戸水の話を書く機会がありまして、今もこの辺の井戸は出るのですかというふうにして聞きましたら、昔はこんこんと湧いていたけれども、吹浦バイパスを通したことによって、今はわずかにしか出ていないのだというふうな話をお聞きをしたのです。そうすると、水脈が切られたのかなと思ってその話を聞いておったのですが、そういうことが起きる可能性があるわけです。町は、法にのっとって粛々と進めざるを得ないというふうなことでありますので、だからいわゆる県に認可申請をした場合に、それに対して県から意見照会があったときにそれを不同意とすることは多分しないだろうなというふうにして思います。先ほど町長がよくぞ聞いていただきましたというふうな、言ってくれましたというお話をされました運動の話です。運動については、評価をするというふうなお話はされていましたが、そちらはそちらで頑張っていただきたいような話だったというふうにして思って理解をいたしました。そこまでしか町としては動かないのだなというふうなことを話を聞いて改めて思いましたので、多分不同意というふうな形はとらないのだろうというふうにして思いますので、最低でもこういう湧き水等の調査はすべきだろうなというふうにして思います。私は、先ほどの質問の中に本当はもう一つこういう調査の仕方がありますので、どうですかというふうな話もしたかったのですが、そこを先ほどの質問の中で抜いてしまいましたので、この項は改めてしたいと思いますが、その辺についてお聞きをしたいのと、もう一つは山の購入の件です、山だけではないかもしれませんが、お話を聞いていると、場合によっては際限ない購入になっていく可能性がないのかなというふうな心配がやっぱり考えられるというふうに思いますので、ここは少しそう簡単には売ってください、はい、わかりましたでは、私は済まないのだと思うのです。それは、買わない工面をしていくということが私は基本であろうなというふうにして思います。残り9分になりましたので、その辺の答弁をお願いいたします。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

何か地域の格言に水のことは地元に聞けという何か言い伝えられている言葉があるそうであります。そういう格言に従ってというものではございませんが、これまでも現地にもう何度となく入って、地元の皆さんと相当程度湧水の状況なり、湧き水の状況なりを確認をしてきたところでございます。そして、今現在も継続をして水位観測をしております。水位の変動はないということでございますし。結局は、また定義に戻ってしまうのですが、非常に重要な部分なので、もう一度一部読み上げて確認をさせていただきたいなと思います、予防原則の部分です。「健全な水循環に、長期にわたり極めて深刻な影響又は回復困難な影響をもたらすおそれがある場合においては、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅れさせる理由とはせず、その原因となる行為や将来の影響について、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な対策を講ずる原則をいう」と。最後のくだりで予防的な対策という表現はしておりますが、この本文で使っています表現のとおり、予防原則と強調して言わせていただきますが、これを原則とするといったところが町の確固たる姿勢を示している部分だというふうに我々は自信を持って言うところでございます。この定義の内容につきましては、国の環境基本計画にあるものを引用をさせていただきました。ただ、その中では予防的な……予防的な取り組みという言い方をしております。先ほど言ったとおり、そこは予防的な取り組みではなくて、予防原則と一步踏み込んだ内容のものにさせていただいております。

このことのご理解をまずいただきたいところでございます。それで、ここの最後のくだりにもありますとおり、今後も将来の影響について、科学的知見の充実に努めると言っているわけでございます。今年度の予算にも調査費を盛っております。ただ、まだ具体的にスタートはさせていないのですが、これで終わりというのではなくて、町の今後の義務といいますか、役割としてこの調査は引き続き、いずれの方法になるのか改めて議員からもご指導いただきたいところですが、とにかく効果あらしめる調査をしていきたいなと思っておりました。

業者とエリア設定についての意見調整といいますか、話し合いの場を今の段階で持つと、そういった機会を持つということは考えておりませんが、必要に応じてという、ちょっと想定は今のところしていませんが、完全に否定することもできないのかなというふうにも思いますが、まずはこの条文の規定にあるとおり進めさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

320メートルの協定ラインが守られているかどうか、これも我々現場を何回も踏んでおります。その確認をさせてもらっております。決してメジャーを当てたわけではありませんが、標高高をきっちり確認したわけではございませんが、我々の確認した範囲ではあるいは事業監理委員会の皆さんからも何度か現地を見ていただいております。その辺は、大丈夫だというふうに我々は確認をさせていただいております。

山の購入につきまして際限のない購入になるというご懸念でございますけれども、ちょうどこの間取得した14ヘクタール、その下には鳥海自然ネットワークで取得した45アールでしたか、地続きで。そして、地続きでやはり県の指定した保全区域があって、その中に胴腹滝があるわけですが、胴腹滝を中心とした11アールですか、町が3年前取得したわけです。ちょうど全部地続きであるのです。今の共存の森と指定したところ、ここは森再生のための運動といいますか、取り組みをやっていくわけですが、その辺を中心にしてあるいは胴腹滝に通ずるラインを一つ遊歩道を設置するという形になるのかなどうかちょっとわかりませんが、今まで点であったものが線となり、そして面となる形で、決して際限なく購入することではございません。あくまでも財政が許す限りというたががはめられているわけでございますし、状況、状況で皆様にご相談をしながら、その判断を仰ぎながら取り組んでいくということになるかと思っております。

以上です。

議長（三浦正良君） これにて伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

日程第6、議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定についての審議は、本日の審議を終了し、引き続きあしたにすることといたしたいと思います。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。本日の日程を変更し、日程11、補正予算審査結果報告及び採決、日程第12、遊佐町子どもセンター（仮称）工事請負契約の締結について、日程第13、除雪ドーザの取得についてを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第11、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第54号 平成25年度遊佐町一

一般会計補正予算（第1号）について、補正予算審査特別委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会高橋久一委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（高橋久一君）

平成25年6月20日

遊佐町議会
議長 三浦正良 殿

補正予算審査特別委員会
委員長 高橋久一

審査結果報告書

平成25年6月18日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

平成25年度遊佐町一般会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第12、議第60号 遊佐町子どもセンター（仮称）工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 先日の全員協議会でもお聞きした件でありますけれども、遊佐町子どもセンター（仮称）、この請負契約の締結ですけれども、予定価格に対して落札価格というのは、比率お聞かせ願いたいと思います。

議長（三浦正良君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

82.6%となっております。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） ぜひ予定価格よりもこれだけ低い価格で落札できた。そうすると、前回の全員協議会るとき公共の建物なのだから、クリーンエネルギーもしくは再生エネルギーを導入すべきではないか、太陽光パネルが一番適切なのではないかというお尋ねをしたところ、予算上厳しいのだ、しかし太陽光パネルを上げた際に、使用できるような配電はしっかりと設置しているのだという答弁でありました。この落札価格比率から見れば、予定価格よりも低いわけですから、太陽光パネル導入という形で今回新築工事でありますので、これにあわせて太陽光パネルを導入するという、お金がないからできなかったことをやはり剰余金的な、いわゆる支出する予定のものがそれよりも安い価格で落札できたということなので、その分で太陽光パネルの導入というのが考えられるのか、考えられないのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議長（三浦正良君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 確かにかなり低い金額での入札いただきました。これにつきましては、この事業そのものが総合交付金事業の中で行われておりまして、事業そのものの変更が可能であるかどうかも見きわめまして、また県との相談もあります。そのほかに他の有利な補助金等があるかどうかを検討しながら、今後その分については検討していきたいと思っております。

議長（三浦正良君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第60号 遊佐町子どもセンター(仮称)工事請負契約の締結についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第61号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第61号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の会議を延会いたしたいと思います。

6月21日10時まで延会いたします。

ご苦労さまです。

(午後6時28分)